

地方税共通納税システムがスタート

令和元年10月1日に、地方税共通納税システムがスタートしました。地方税共通納税システムを使えば、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単にを行うことができます。

1 開始日

令和元年 10 月 1 日 (火)

2 対象税目

- ・法人都道府県民税
- ・法人事業税
- ・特別法人事業税（地方法人特別税）
- ・法人市町村民税
- ・事業所税
- ・個人住民税（特別徴収分）
- ・個人住民税（退職所得に係る納入申告）

3 メリット

- ① 全ての地方公共団体に対して電子納税が可能。
- ② 地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付が可能。
- ③ 電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことが可能。
- ④ 複数の地方公共団体に対して一度の操作で電子納税が可能。
- ⑤ 本システムの利用手数料は無料。
- ⑥ ダイレクト納付※による簡単な手続きで納付が可能。

※ 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付する方式。

納税者は、納付の操作にインターネットバンキングへのログインや
暗証番号等を必要としないもの。

4 利用方法

ご利用の流れ等については、下記 URL をご参照ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/>